

広野町土地改良区

任期満了に伴い行われた広野町土地改良区総代総選挙が2月24日告示され定数32人に対し、現職28人、新人4人が無投票での当選がまきました。(敬称略)



No.	氏名	住所
32	渡辺 操	広野町大字上北迫字鍋塚
31	大和田 忠彦	広野町大字上北迫字代
30	作山 一	広野町大字上北迫字荒神
29	猪狩 晃一	広野町大字下北迫字西町
28	鈴木 良維	広野町大字下北迫字久保田
27	大和田 義英	広野町大字下北迫字東町
26	遠藤 秀夫	広野町大字折木字南沢
25	根本 信一	広野町大字上浅見川字長畑
24	青木 善市	広野町大字上浅見川字寺所
23	鈴木 義男	広野町大字上北迫字二本櫛
22	門馬 貞雄	広野町大字上北迫字土ヶ目木
21	高木 親男	広野町大字上浅見川字長畑
20	斉藤 一二	広野町大字上浅見川字小松
19	坂本 好彦	広野町大字折木字高萩
18	北郷 昌市	広野町大字折木字高倉
17	遠藤 正博	広野町大字折木字館
16	渡辺 久長	広野町大字折木字大平
15	日和田 正勝	広野町大字折木字下原
14	遠藤 一郎	広野町大字折木字南沢
13	松本 清	広野町大字夕筋字北前
12	新妻 正美	広野町大字折木字東下
11	鈴木 郁	広野町大字上浅見川字桜田
10	根本 賢仁	広野町大字下浅見川字松下
9	根本 徳久	広野町大字下浅見川字久保
8	根本 良次	広野町大字下浅見川字本町
7	猪狩 紀	広野町大字下浅見川字築地
6	新妻 真一	広野町大字折木字上原
5	黒田 勲	広野町大字折木字北沢
4	北郷 健治	広野町大字折木字館
3	根本 衛	広野町大字下北迫字新町
2	猪狩 恒夫	広野町大字下北迫字新町
1	鈴木 良一	広野町大字下北迫字新町

福島地方気象台

緊急地震速報に関する 悪徳商法・便乗商法に ご注意ください

◆気象庁では直接お宅に訪問することはありません。
◆電話でのアンケート調査も行っておりません。

昨年10月から一般向けにも提供が始まった緊急地震速報に関連して、緊急地震速報の受信装置を訪問販売したり、アンケートと称して直接お宅に訪問してお話を伺うことはありません。

関西や関東地方を中心に、緊急地震速報の受信装置や地震警報器の訪問販売や電話勧誘、アンケートと称して家族構成や個人情報聞き出すなどのトラブルが発生しています。その際、『気象庁』と書かれた衣服を着用していたり、粗暴な言動があったという情報もあります。

気象庁では、このような訪問販売、電話勧誘、アンケート調査は行っていませんので、十分にご注意下さい。

◆すべてが怪しいわけでは
ありませんが・・・。

緊急地震速報の受信装置を製造・販売している企業もあります。気象

庁では、これらの装置を真面目に取り扱っている企業まで否定しているわけではありません。しかし、一部の不心得な者が悪質な方法でトラブルを起こしている事実もありますので、怪しいと思ったら市町村の消費センターや警察署などに相談することをお勧めします。

◆気象庁が戸別に

訪問するときには・・・。

顕著な気象災害が発生した時に、被害状況を調査するために災害現場での調査や、被害を受けた方にお話を伺うことがあります。被害調査に関わること以外の質問をしたり、物品の販売を行うことはありません。

■不明な点やお問い合わせ

気象庁 福島地方気象台総務課
☎ 024 4153416724



「ごみステーション」の 利用についてのお願い

- ◎収集日以外の日のごみを絶対に出さないでください。
- ◎ごみは収集日の午前8時30分までに
出してください。
- ◎ごみは指定された袋に入れて出して
ください。
- ◎「ごみステーション」周辺の清掃にご
協力ください。

町民保健グループ

● 国民健康保険加入者に 対するお知らせ

1 65歳～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ

65歳から74歳までの世帯主の方であつて、次の①から③のすべてに当てはまる方は、平成20年10月に支給される年金から、保険税を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。

①世帯主が国民健康保険の被保険者となつてゐること

★世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、または75歳以上で後期高齢者医療制度への加入者である場合は、該当しません。

②世帯内の国民健康保険の加入者の全員が65歳以上75歳未満であること

★65歳未満の国保加入者の方がいる場合↓該当しません

★75歳以上の方が世帯主になつてゐる場合↓該当しません

③年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合せて、年金額の2分の1を超えないこと

2 70歳から74歳の国民健康保険加入者の方へ

医療制度改革により、平成20年4月1日から窓口自己負担が2割となつておりましたが、平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。但し、所得により現役並みの所得判定を受けた方については、現状どおり自己負担が3割となります。

3 退職被保険者証から一般被保険者証への変更について

現在、65歳から74歳までの方で現在、退職被保険者証（水色）をお持ちの方は、平成20年4月1日から一般被保険者証（肌色）に変更になります。これに伴い、その被扶養者の方についても退職被扶養者から一般被扶養者に変更になります。

※退職被保険者証の受給者とは、社会保険に通算20年以上加入、または40歳以上から10年間社会保険に加入していた方のうち、年金を受給されている方。

※なお、行政区回覧でもお知らせいたしてゐるところですが、後期高齢者医療制度に関する相談窓口を役場町民保健グループに開設いたしておりますので、当該制度に関し質問や疑問点があれば何なりとお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

町民課町民保健グループ
☎ 2712113

● 戸籍窓口での本人確認 が義務化されます。

戸籍法・住民基本台帳法が改正されます。（平成20年5月1日施行予定）

Q 本人確認って具体的には、どうすればいいの？

戸籍や住民票に関する届出または、請求で役場においてになる際は必ず写真の付いた証明書（免許証・住民基本台帳カード（写真付）等）をご持参ください。

Q 写真付証明書が無い場合は、何を持っていくの？

健康保険証等の証明書を提示していただくこととなりますが、併せて、戸籍・住民票の内容を確認させていただく場合があります。

Q なぜ？本人確認を厳しくするの？

戸籍には出生から死亡までの重要な個人情報に記載されています。他

人が不正に戸籍を取得したり・婚姻届や養子縁組届等の虚偽の届出をするなど重大なプライバシーの侵害となります。

ところが、最近では全国的に、不正な手段で他人の戸籍を取得したり届出をしたりする事件が発生しており、これを未然に防止するために戸籍謄・抄本（除籍・改製原戸籍）請求時や届出書等の届出時に厳しく本人確認をすることになりました。（当町では、不正請求などの事件は報告されておりません。）

今回の戸籍法改正のポイント

1 戸籍謄・抄本を発行するときの「本人確認」を義務化。

2 戸籍謄・抄本を本人以外が請求する場合「具体的に正当な理由の記載」を義務化。

3 婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離婚または認知の届出の「本人確認」を義務化。

以上の3点が大きみな改正部分となります。

※ご不明な点がありましたら町民保健グループまで相談ください。

